

# 税の申告のポイント

問 市・県民税…税務課課税係  
問 所得税など…信濃中野税務署  
☎(22)2111(内線225)  
☎(22)3151

## 社会保険料控除などを 受ける場合

国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、生命保険料、地震保険料なども控除の対象になります。

【申告書の「社会保険料控除」に記入する金額の注意点】

▼年金から保険料が天引き（特別徴収）されている人

日本年金機構などから通知される「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている「社会保険料の金額」が、控除の対象となります。

※「社会保険料の金額」欄に記載される金額には、介護保険料のほか、同じ年金から特別徴収されている国民健康保険税や後期高齢者医療保険料が含まれます。

※年金の受取人以外の控除はできません。

※課税対象にならない年金は、源泉徴収票が送付されません。特別徴収された介護保険料などの確認が必要な人は、担当課へお問い合わせください。

▼納付書でお支払いされている人  
保険料などの領収書（平成29年1月1日から12月31日までの領収印が押されているもの）の金額が控除の対象となります。

▼口座振替でお支払いされている人  
預金通帳の引き落とし額（平成29年1月1日から12月31日までに引き落とされた保険料）が控除の対象となります。

## 要介護認定高齢者が 障害者控除を受ける場合

市では、65歳以上の要介護認定者からの申請に基づき、身体障がい者

などに準ずると認められる場合に、「障害者控除対象者認定書」を交付しています。

税の申告をされる人で、次の全てに該当し、まだ認定書の交付を受けていない人は、高齢者支援課へお問い合わせください。

○身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていない人

○原則65歳以上で、要介護認定を受けている人（要支援認定者は除く）  
※65歳未満で、要介護認定を受けている人は、高齢者支援課へお問い合わせください。

## 医療費控除を受ける場合

平成29年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要になりました。

なお、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要になります。領収書は5年間保存してください。

○「医療費控除の明細書」は国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成できます。

※平成31年分の確定申告までは、従来どおり領収書の添付または提示によることもできます。

## セルフメディケーション 税制（医療費控除の特例）

対象となる特定一般用医薬品の年間購入額が1万2千円を超えた人で、健康の維持増進や疾病予防のために健康診断などを受けている人が対象になります（従来の医療費控除制度とこの特例を同時に利用することはできません）。この特例の適用を受ける場合、以下の書類の提出または提示が必要です。

○セルフメディケーション税制の明細書（薬局のレシートから対象医薬品の金額を集計し、明細書を作成してください）

※対象医薬品は領収書に控除の対象であることが記載されています。  
○適用を受ける年分において一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類（人間ドックの領収書や結果通知票など）

### 問い合わせ先

- ▶ 介護保険料について  
高齢者支援課介護保険係  
☎(22)2111(内線365)
- ▶ 障害者控除対象認定書について  
高齢者支援課長寿福祉係  
☎(22)2111(内線243)
- ▶ 後期高齢者医療保険料について  
福祉課国保医療係  
☎(22)2111(内線296)

# 信濃中野税務署から確定申告のお知らせ

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します。

▶期間 **2月16日(金)~3月15日(木)**

※土・日・祝日を除く

▶受付開始時間 午前8時30分

▶相談時間 午前9時~午後5時

▶会場 信濃中野税務署

- 確定申告会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合や、受け付けを早めに締め切る場合があります。
- 申告書の作成には時間を要するため、午後3時ごろまでにお越しください。

## 公的年金を受給している皆さんへ

公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の人は、所得税の確定申告は必要ありません（市・県民税の申告は必要な場合があります）。※所得税の還付を受けるには、確定申告をする必要があります。

申告はインターネットが便利！



国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) の「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、自宅などで好きな時間に

申告書を作成できます。

申告書を印刷して必要書類と一緒に郵送すれば、申告会場で長時間待つこともありません。

また、マイナンバーカードとICカードリーダーライターがあれば、電子申告(e-Tax)によって提出することができます。ぜひご利用ください。

☎ e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

☎ 0570(01)5901

# 軽自動車などの名義変更・廃車手続きはお早めに

軽自動車税は、車検証などに記載されている毎年4月1日現在の所有者または使用者に課税されます。

名義変更をしないで車両を手放している場合や廃車手続きをしないで解体業者などで解体した場合は、車両を保持していなくても課税対象となりますので、早めの手続きをお願いします。

- 課税されていることに気付かず滞納金が発生している場合があるのでご注意ください。
- 4月1日以前に譲渡や廃車をする(した)人は、3月中に手続きを済ませてください。手続きを完了した日が廃車日になります。

## 農耕用トラクター、フォークリフトなどをお持ちの皆さんへ

トラクター、スピードスプレイヤー、フォークリフトなどの小型特殊自動車には、道路走行の有無に関係なく標識(ナンバープレート)の取り付けが必要です。現在所有している小型特殊自動車に標識が付いていない場合は、至急、税務課までお問い合わせください。

## ▼廃車・名義変更などの手続き先

車種	問い合わせ・手続き先
125cc以下の原動機付自転車、小型特殊自動車、50cc以下のミニカー	市民課窓口係 ☎ (22)2111 (内線274) 地域振興課市民生活係(豊田支所内) ☎ (38)3111 (内線131)
125cc超~250cc以下の二輪車	長野県軽自動車協会 ☎ 026(243)1967
250cc超の二輪小型自動車	北陸信越運輸局長野運輸支局 ☎ 050(5540)2042
軽三輪車、軽四輪車	軽自動車検査協会長野事務所 ☎ 050(3816)1854
普通自動車	【県税】総合県税事務所北信事務所 ☎ (23)0204 【名義変更】北陸信越運輸局長野運輸支局 ☎ 050(5540)2042

※二輪小型、軽三輪車、軽四輪車は、長野県家用自動車協会中高支部【中野警察署内 ☎ (22)3077】にて代行で手続きができます。